

令和7年度 第2回松戸市水道事業運営審議会 議事録

- ・ 日 時 令和7年8月13日(水)午後2時 00 分から午後3時 00 分
- ・ 場 所 松戸市役所 新館 5 階 市民サロン
- ・ 出席者 (1) 委員(5名)

大塚委員、後藤委員、土屋委員、元村委員、舟山委員

- (2) 水道事業職員(10 名)

加藤水道事業管理者、有賀参事監兼総務課長、染谷技監兼工務課長、
綿貫総務課専門監、川瀬工務課長補佐、宿谷総務課長補佐、干場工
務課主幹、広瀬総務課主幹、総務課職員2名

・ 議 事

開会に先立ち、加藤水道事業管理者より、あいさつがありました。

会議の公開等について、出席委員の了承を得て、傍聴者8名の許可と以後の
受付後の傍聴を可能としました。

【議長】

「水道料金の改定について」を議題といたします。

前回審議の最後に、現状を踏まえた改訂案の作成をお願いしたかと思いますが、
そちらも含めて、事務局からまずは説明をお願いいたします。

【事務局】

前回私の方から「今後の収支見通しについて」説明させていただきました。
給水収益が年々減少傾向にある一方、費用が増加傾向にあるため、令和8年度以
降は赤字に転じることが見込まれていること。また、水道事業新基本計画の計画
期間である令和9年度から令和18年度までの10年間は、黒字となる計画を
策定しなければならないことを説明させていただきました。

そこで今回は、どの程度料金を引き上げるべきか、諮問書に書かれているとおり「適正な料金水準」について、事務局より二つの案をお示したいと思います。

はじめに、案1をご覧ください。前回の「今後の収支見通しについて」の説明の中で、安定給水のために必要な工事として、幸田配水場の非常用発電機の設置や常盤平浄水場の配水池の更新については、最優先で取り組んでいかなければならないと考えていることを説明させていただきましたが、これらの工事を確実なものとするため、料金算定期間を5年間とし、次期基本計画の計画期間である令和9年度から令和18年度までの10年間で黒字とするために、給水収益を約3億円引き上げるもので、率にすると26.6%の改定率となります。

しかしながら、この26.6%の値上げは、市営水道がこれまで30年間料金改定を行っていないことから、かなりの負担感があると思います。

そこで、もう一つの案を用意いたしました。案2をご覧ください。

先ほどの案1だと、計画期間である10年間で黒字とすることができると言いましたが、前半の5年間くらいはもう1億円少なくとも利益を確保することができることから、給水収益の引き上げ額を2億円とするもので、率にすると17.7%の改定率となります。しかしながら、後半で赤字に転じることから、その前にもう1億円引き上げる2段階での料金改定とするものです。段階的に上げることで負担感を解消できるのではないかと考えております。

ここまでの料金水準についての説明となります。

次に、この2億円から3億円の料金をどのように回収するか、あるべき料金体系等の説明をさせていただきます。

前回、水道料金の改定について、そのポイントとなる点について説明をさせていただきました。

ポイント1として料金体系について、現在、市営水道では用途別料金体系を採用していますが、合理的な用途区分が困難であることから、設立当初から一般用

と公衆浴場用の2つの区分となったこと。また県営水道をはじめ、近隣市でも採用されている、この口径別料金体系を採用した場合、常盤平団地の大部分が口径25mmのメーターを採用しており、その使用水量は、口径13mmのメーターの使用水量と似ていて、決して多いとは言えず、一般家庭でありながら基本料金が高くなってしまうこと。

ポイント2として基本水量制について、その目的は二つあって、一つは公衆衛生の向上ですが、市水区域の水道の普及率は99.94%と概ね普及しており、公衆衛生の向上という社会的役割はほぼ達成されていること。そしてもう一つが生活水の低廉化です。最低限生活に必要な水、1か月10m³、2か月で20m³までは従量料金はいただかないというものです。しかしながら、節水意欲がわかない、一律料金への不公平感などの意見があることや、国等の動きとして、基本水量制を廃止する方向にあること。また、基本水量内使用者が46.3%まで増加してきていることを考えると、県営水道と同様に、使用水量に応じた料金を頂くという方が良いのではないかという点について、説明をさせていただきました。

ポイント3として従量料金について、水道料金算定要領では、1m³当たりの料金は均しくあるべきとの考え方から、従量料金は均一料金制が原則であるとされています。しかしながら、均一料金制では最も使用水量の多いところの料金が急激に上がることとなるため、多くの事業体で逡増制従量料金が採用されています。急激な負担増とならないよう現行の逡増制従量料金は維持するとともに、県営水道とのバランスを考えながら従量料金の設定を行うのが良いのではないかと、という点について、以上三つのポイントについて説明をさせていただいた訳ですが、これらのことを踏まえ試算した結果を比較できるように、資料を作成しましたので確認していきたいと思います。

1 ページをご覧ください。水道料金算定要領に基づき試算した結果でございます。改定率は26.6%の場合です。

パターン1は、用途別料金体系で基本水量あり。パターン2は、用途別料金体系で基本水量なし。パターン3は、口径別料金体系で基本水量あり。

パターン4は、口径別料金体系で基本水量なし。そして、4つとも逡増制従量料金としています。この4つのパターンをグラフにしてみました。

2 ページをご覧ください。パターン1です。用途別で基本水量ありの場合です。基本水量ありの場合、20m³まで従量料金がかからないことから、21m³以上の従量料金単価を引き上げなければならないため、逡増度が高くなります。基本水量内使用者が増加傾向にある中、大口使用者の使用水量は減少傾向にあるため、基本水量制を見直し、使用水量に応じた料金をもらうべきではないでしょうか。

3 ページをご覧ください。パターン2です。用途別の基本水量なしの場合です。基本水量なしの場合、使用水量に応じた料金収入となるため、21m³以上の従量料金単価を旧料金と概ね同額とすることができました。これにより、旧料金と比較すると20m³以上では、1,518円の差がそのまま続くこととなります。

4 ページをご覧ください。パターン3です。口径別の基本水量ありの場合です。パターン1の時と同様に基本水量ありの場合、20m³まで従量料金がかからないことから、21m³以上の従量料金単価を引き上げなければならないため、逡増度が高くなります。基本水量内使用者が増加傾向にある中、大口使用者の使用水量は減少傾向にあることから、基本水量制を見直し、使用水量に応じた料金をもらうべきではないでしょうか。

5 ページをご覧ください。パターン4です。口径別の基本水量なしの場合です。使用水量に応じた料金収入となるため、21m³以上の従量料金単価を旧料金と概ね同額とすることができました。

6ページをご覧ください。水道料金の試算結果について、具体的にいくら上がるのかを、平均的な使用水量のところで金額を出してみました。まず、左上が現在の用途別料金体系で、使用水量は2か月分となります。10m³から40m³まで幅を持たせてあります。そのまま用途別料金体系を採用した場合が右の表になります。基本水量なしと基本水量ありを比較できるようにしました。

用途別から口径別にした場合が下段の表になります。口径ごとに、基本水量なしと基本水量ありを比較できるようにしました。

口径別料金体系を採用した場合、常盤平団地の口径25mmは口径20mmと比較して968円高くなります。

7ページをご覧ください。水道料金算定要領に基づき試算した結果の改定率17.7%の場合です。失礼しました。パターン1からパターン4となっておりますが、これはパターン5から8の間違いです。申し訳ございません。

先ほどと同様に、パターン5は、用途別料金体系で基本水量あり。

パターン6は、用途別料金体系で基本水量なし。パターン7は、口径別料金体系で基本水量あり。パターン8は、口径別料金体系で基本水量なし。

そして、4つとも逓増制従量料金としています。この4つのパターンを、先ほどと同様にグラフにしてみました。

8ページをご覧ください。パターン5です。用途別で基本水量ありの場合です。改定率26.6%の時と比べ、角度が少し緩やかになったものの、基本水量ありの場合は20m³まで従量料金がかからないことから、21m³以上の従量料金単価を引き上げなければならないため、逓増度が高くなります。基本水量内使用者が増加傾向にある中、大口使用者の使用水量は減少傾向にあるため、基本水量制を見直し、使用水量に応じた料金をもらうべきではないでしょうか。

9ページをご覧ください。パターン6です。用途別の基本水量なしの場合です。基本水量なしの場合、使用水量に応じた料金収入となるため、21m³以上の従量

料金単価を旧料金と概ね同額とすることができました。これにより、旧料金と比較すると20㎥以上では968円の差がそのまま続くこととなります。

10ページをご覧ください。パターン7です。口径別の基本水量ありの場合です。パターン5の時と同様に基本水量ありの場合、20㎥まで従量料金がかからないことから、21㎥以上の従量料金単価を引き上げなければならないため、逓増度が高くなります。基本水量内使用者が増加傾向にある中、大口使用者の使用水量は減少傾向にあることから、基本水量制を見直し、使用水量に応じた料金をもらうべきではないでしょうか。

11ページをご覧ください。パターン8です。口径別の基本水量なしの場合です。使用水量に応じた料金収入となるため、21㎥以上の従量料金単価を旧料金と概ね同額とすることができました。

12ページをご覧ください。改定率26.6%の時と同様に、水道料金の試算結果について、具体的にいくら上がるのかを、平均的な使用水量のところで金額を出してみました。まず、左上が現在の用途別料金体系で、使用水量は2か月分となります。10㎥から40㎥まで幅を持たせてあります。そのまま用途別料金体系を採用した場合が右の表になります。基本水量なしと基本水量ありを比較できるようにしました。

用途別から口径別にした場合が下段の表になります。口径ごとに、基本水量なしと基本水量ありを比較できるようにしました。

口径別料金体系を採用した場合、常盤平団地の口径25mmは口径20mmと比較して968円高くなります。

以上、試算結果の説明となります。

【議長】

ありがとうございました。かなり丁寧な詳細な資料をお作りいただきましたので、

これに基づいて、どういうふうを考えていくのかというのを議論できればと思っているのですが。

おそらく今日この場で全て決めるということは不可能だと思いますので、今回は、まずはこのご提案をもとにご不明な点、ご質問等ないかということを確認していただいて、次回以降の審議会で、具体的にどういうふうにしていくべきかという議論ができればと思っておりますが、では、本件につきまして何かご意見ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

【委員】

常盤平団地の代表委員が欠席の中、この件について検討するというようなことで、どんなものでしょうかということが1つ。

それから、今すぐ口径別料金体系をしなければならないのかということではなく、近い将来、団地の建て替えという事業があったときに、慌ててやらないで少し検討していただくようなことで、どんなものでしょうか。

【議長】

ありがとうございます。今の件につきまして事務局からお答えご用意ありますか。

【事務局】

常盤平団地の代表委員が今回出席できないということのお話をいただいているのですが、常盤平団地は前回、団地の約85%の4000数百戸が口径25mmというメーターをつけてるということを説明させていただきました。

そうすると口径別料金体系にすると当然、口径に応じた基本料金の設定となりますから、おのずと普通の一般的なメーターの口径20mmよりも高い基本料金になってしまう。先ほど表にしたところの、ちょうどその黄色く塗ったところですが、常盤平団地では口径20mmと比較して968円高くなりますことを説明させていただきましたが、この常盤平団地の料金が上がってしまう。ということに対してのお

話であると思います。

先ほど会長からお話ありましたように、本日この場で、どっちにしましょうというわけではなくて、一旦、お持ち帰りいただいて、どういう内容がいいのかというのは、次回ご意見をいただければと考えています。

口径別には直ぐにしなくてもいいのでは、というお話だったかと思うのですが、その辺を皆さんがどう考えるかというところを次回、ご意見をいただければと考えております。

【議長】

あともう 1 点。今、急いで料金改定をしなくてもいいのではないか。というようなご発言だったかと思いますが、おそらく前回にもそんな話しをしていただいたかと思いますが、今、必要な理由についても改めてご発言いただけますか。

【事務局】

先ほど、今後の収支見通しの中で、やはり令和 8 年度から赤字に転じる。

或いは令和 12 年度からは一番下の補てん財源残高にマイナスが出てきてしまうということで、資金が底をつくというような状況で、本来ありえない話なんです。そうならないためには、やはり料金改定をするしかないというように考えております。

また今後、その 10 年間の基本計画を令和 8 年度中に作成しなければならない。そうすると 8 月ぐらいにはパブリックコメントを実施することになりますので、令和 8 年度前半には、ある程度、どのような計画にするかというものを作らなければなりません。

ですので、皆様方にいろいろとご迷惑をおかけするのですが、早いうちに料金の見直しができるば、今後、やっていかなければならない工事、基幹管路の耐震化などの更新はもちろんのこと。今回は、幸田配水場の自家発電設備、常盤平浄水場

の配水地。こちらもかなりの老朽化が進んでおりますので、そういったものを最優先でやらせていただきたいと考えていることから、このような料金改定の形をお願いすることでございます。

【議長】

ありがとうございます。委員、今のご説明でご理解いただけますでしょうか。

【委員】

はい、持って帰ります。

【委員】

すいません、最初に確認事項ですが、A3 のこの資料は消費税込みになっているのでしょうか。消費税抜きになっているのでしょうか。

【事務局】

上段の収益的収支につきましては、消費税抜きです。資本的収支につきましては消費税込みです。

収益的収支、資本的収支の各表の右上に、税抜き、或いは税込みの表示をしております。

【委員】

わかりました。それからもう 1 つ、常盤平団地のことですが、建て替えが終われば、今度は口径を変えるということは当然可能なんですか。

【事務局】

はい。その辺につきましては、市の方で、URと打ち合わせをする時があるのですが、水道部の意見として、次回建て替えるのであれば、20mmを採用してもらいたいという意見は出しております。

【委員】

はい、わかりました。引き続きよろしいですか。

今のを踏まえて、常盤平団地のことはもうずっと問題になっていて、結局、建て替えと絡めてですと先送りになってしまうので、今回は常盤平団地の建て替えとは切り離して考えて、純粹に口径別が必要であるということであれば、口径別にすべき。というのは私の意見ですが、建て替えと絡めて先送りすると結局、問題の先送りになって、設備の老朽化が進むだけですから、建て替えとは切り離して、私は考えるべきだと思っています。

それで、また25mmを設置するのであれば、それによって当然メリットがあるわけですから、水道料金が高くなってもしかるべきではないかという気はしています。

【議長】

ありがとうございます。今の点についても、ご意見、ご発言はございますでしょうか。総務課長お願いします。

【事務局】

確かに今おっしゃった通り、次に25mmをつけた場合。これはもう仕方がないかと思うのですが、現在、住まわれてる方が25mmであることを知って入ってるというわけではなくて、たまたま25mmがついてることだと思いますので、その点に関しては、何らかの配慮が必要ではないかと考えています。

それと、先送りという話がありましたが、そこをどう考えるかというところが重要なポイントになると思います。今後、見直すとしても、先ほど委員がおっしゃりたいのは多分、今でなければいけないのか。ということだと思います。

今でなくても、次に建て替えるときにどうするかを検討してはどうか。ということだと思います。その辺を皆さんがどのように考えるか。というところのご意見をいただければということです。

【議長】

ありがとうございます。おそらく今の点が非常に大きな問題として出てくるかと

思いますので、ご意見があるようでしたらご発言いただければと思いますけれども、基本的に今回、1度持ち帰っていただいて、しっかり検討していただいた上で、次回決めていきたいと思っております。

では、今の点も含めまして他にご意見、ご発言ございますでしょうか。

【委員】

この会議は、決議機関でもなければ、決定機関でもないもので、それぞれの意見、委員の方の意見を述べて、それをもとに水道部の方で考えていただくという立て付けだと思います。ですから、私としては口径別がいいのではないかと。

それから常盤平団地のことは、これをまた考えると小金地区との整合性の問題も出てきますから、もう切り離せることはできないと思うので、いつまでたってもこの話が出てきてしまうので、もうそろそろ決着をつけるべきではないかというのが私の意見です。

【議長】

はい、ありがとうございます。

私の方から決めるみたいな話をしてしまったことで、そのような話になってしまったかと思います。決めるというのは、どういうふうな答申を出すのかということを決めていきたいという話でございまして、この機関が水道料金を決定するわけではございませんので、その点は、ご注意いただければと思います。

ありがとうございます。いかがでしょう、かなり論点多岐に渡るように感じているわけですが。

その他の点につきましても、事務局からのご提案について何かご意見ご質問はございますでしょうか。

【委員】

新松戸地区の代表ですが、今常盤平団地の話が出ており、詳しくは知らなかった

のですが、これは常盤平団地だけの問題なんですか。口径が違うというのは。それとも地区の全体なのですか。

【事務局】

常盤平団地についてで、全体で約 5000 戸ある中での約 85%です。

4千数百戸にこの 25mmというメーターがついてます。

数は少ないですけども、団地以外にも 25mmのお宅があるにはあります。

【委員】

そうでしたら、前回の資料でも分かるように、老朽化も進んでますから、この話は進めていくほうが良いのではないかと思います。

その他にも下水道の老朽化問題で、いろいろ事故が発生してますから、水道もおそらく一緒じゃないかと私は考えております。

【議長】

ありがとうございます。では事務局から、次お願いします。

【事務局】

勘違いされると困りますので、今回 10 年間は、黒字にする計画を作らなければなりません。また、今後、優先的に進めていきたい工事があります。という説明をしたのですが、そのためにどのような料金体系で、この 2 億円、3 億円を回収するのか。という話になります。

そのためには、いくつかのパターンが考えられ、1 つは口径別だったり、用途別だったり、或いは基本水量制を取ったり、それをやめたり、色々なパターンが考えられます。ということで、先ほど、グラフとかをご覧いただいたのですが、どのような体系で回収をするのが良いのかという話ですので、どれでも回収しようと思えば回収できるということでございます。

【議長】

ありがとうございます。いかがでしょう。他にご発言はございますでしょうか。

【委員】

前回、話しをしたのですが、県営水道も料金改定を検討されてるわけですが、値上げに関しての具体的なアクションが耳に入ってきません。

やはり、同じ市内で2つの組織があるのでややこしいと思うのですが、県営水道との絡みで、あまり差がついたら良くないのではないかと考えております。

【事務局】

松戸市内約85%を県営水道が給水しておりまして、あと残りの15%が市営水道でございます。県営水道につきましては、現在、料金改定を同じように県の水道事業運営審議会で検討が進められているということです。

今日のニュースで見たのですが、大体どのくらい値上げをするかいうところで、18.6%という具体的な数字が出ており、ある程度の方向性が定まったというようなニュースが出ていました。一般家庭で約620円ほど上がるようです。

市営水道の場合は、先ほど一覧でみていただいたのですが、案1として26.6%。折り合いとして、2段階ですけれども一段階目17.7%という率になっております。

県営水道がどのくらいあがるのかというのは、やはり気になるころでもありますので、そのようなところも見ながら、最終的に市営水道は、どの程度まで上げるべきなのか。ご意見をいただければと考えてます。

【議長】

ありがとうございます。今のこの案1、案2で、改定率にかなり差が出てくるわけですが、その点などについてもご意見などありましたら、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

パターンが幾つもありますので、会長に提案ですが、常盤平団地のことを離して

料金体系をどうするか。その後に基本水量制をどうするか。従量料金についてどうするかということ、各委員の方からも意見を述べてもらうという形で進めたほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長】

そうなりますと各委員の皆様にご意見をまとめていただくという。

【委員】

ポイントごとに考えていくということです。

ポイントである料金体系について、基本水量をどうするか、従量料金をどうするかという。何か複雑になっている気がするのですが。

【議長】

そうですね、分けて議論していった方が良くかと思っています。

今回まず、案としてパツと出てきたものにつきまして、全体的なお話を聞いていたのですが。一旦これを持ち帰っていただいた上で、それぞれのパターンについて検討していただいて、次回以降にその個別のテーマごとに検討していくというような流れになりますでしょうか。

事務局、そのような流れでよろしいでしょうか。

【事務局】

確かに、ポイントごとにご意見いただいた方が、方向性が決まってくると思います。よろしいのではないかと思います。

【議長】

ではそのようにさせていただこうと思います。

本日は、まだポイントごとに考えをまとめることは大変だと思いますので、今出てきたものについて、ご意見をいただいて、そして次回以降、検討していくということにできればと思っております。

それでは他にご意見、ご発言はございますでしょうか。

【委員】

今、水道水を1 m³作るのに、どれだけの費用がかかっているのですか。資料では口径13mmの水道管が9,990件、20mmが2万8,888件ということで、この2つがすごく割合としては多いわけです。

その人たちが、実際にかかる費用が高ければ、使えば使うほど赤字幅が広がっていくということもあります。

口径別を導入したとしても、費用というのは一定なので、これから高齢化等で使用水量が減っていった場合には、口径別従量性をとったとしても収入が減っていく可能性があるということで、この辺の負担をどこに求めるかということが、問題にはなってくると思うのですが。

千葉県だけではないと思いますが、口径別と従量性を併用して水道料金として考えているところが多くて、松戸市のように、口径別ではお金をとってはなく、従量だけでやっていたところが少ないということで、ここを見直して口径別プラス従量性がいいのか。今まで従量制で来たので、それだけでいくのが良いのかということも、話し合って決めていこうということだと思います。

水道は、どうしても無くてはならない。例えばガスや電気が少し止まったとしても、生きていくうえで何らかの形で過ごすことができますけれど、水が無くなると本当に命に即、関わることなので。私たちが、安全に水を手に入れることができるということの対応を取っておかなければならないと思います。

水道栓をひねって、食事とか、入浴とかに使うだけの水であれば良いというふう考えるのか。

そうではなくて、何かがあったときでも水はきちんと市民に配れる。という状況にしておかないとけないと考えるか、料金というものの意味を考えておかないと

いけないのではないのでしょうか。

ですから、料金と言ったときに口径別プラス従量制を考えるのか、今までどおりに考えるのか。まず、その辺をここで決めていったほうがいいと思います。水道部の方で、なぜ今までと違って、口径別従量制を取り入れるのか。他の地域の多くがこのように口径別も入れてるからというのは、それは理由にはならないと思います。基本的に少ない量であれば、それだけの施設で良いのですが、やはり多く使うということであれば、それに対応する施設を造っておかなければなりません。たとえばそれが一割の人であったとしても。なぜ、口径別を今回取り入れようと考えているのかっていうことをお知らせいただけたらと思います。

【議長】

それでは事務局よりお願いいたします。

【事務局】

初めにどのくらい給水原価がかかっているのかですが、令和6年度末で全体にかかっている費用を給水収益で割り返しますと、1 m³あたりの金額が184.71 円ということでございます。

まず、基本料金部分と従量料金部分との2つ分かれていまして、基本水量部分は先ほど表にあったと思うのですが変わらず。これまでもこのような二部料金制というのですが、その合計額が、請求額になるというのは、これまでと変わりありません。

それと、今回どのような料金体系で回収をするのかということで、近隣市は口径別の方法という話をさせていただいただけで、口径別にしようとしてるわけではないことを分かっていたきたいです。どのような体系があるのかというところをいろいろ出させていただき、その中でどのような回収方法が一番良いのか、というご意見をいただければと考えております。

そこで問題になるのが、先ほどから出てきてる常盤平団地の 25mmをどのように考えるのか。これが一番慎重に検討しなければならないというところですので、引き続き、用途別についても、このような形になりますということで、一応お示しをさせていただいたところでございます。

【議長】

よろしいですか。いかがでしょうか。

【委員】

この表は、口径別では基本条件として従量料金をあらわしていますが、これはまだ、二本立てでいくと提案している段階で、このようなパターンがあるということです。やはり、今まで通り用途別の方が良いのでは、という意見が多数であれば、それでいくという可能性があるということです。

【事務局】

皆さんの意見が、そのような方向で決まれば、まとめたものを市長に答申をいたしまして、その内容から市としての最終的な判断になるかと思います。

【委員】

諮問した市長が、検討した結果を見て、良いというのであればそれはそれで良いと思います。

【委員】

ポイント別の方が判りやすい。ということを申し上げたのですが。

ポイント1が料金体系についてということで、ポイント2が基本水量制。ポイント3が従量料金ということですが。あとポイント4として、一挙に上げるべきか、段階的に上げるべきかというのをポイント4として、検討したほうが良いと思います。

【事務局】

おっしゃる通り、最終的な答申には、そのようなポイントを入れさせてもらおうかと思っています。その中で、このくらいの引き上げが妥当ではないかというのを書いていきたいと思います。

【委員】

その上で追加して質問なんですが、基本水量制ということで、なんか基本料金と混乱してしまうような気がしまして。基本料金、例えば電気やガスには基本料金がありますが、水道だけですか基本水量という制度をとっているのは。電気とガスはどうなんですか。基本料金を払えば、一定までは使い放題ということなのか、他の公共料金はどうなっていますか。次回教えてください。

【議長】

ありがとうございます。では、今の点については、次回までに調べておいていただければと思います。

次回以降の審議会におきましては、このテーマごとにこういった答申を出していくべきかというのを議論できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では本日、大分時間も長くなってきましたが、他にご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日のところのご意見ご質問ご発言がないようですので、議題「水道料金の改定について」は、本日のところは以上としたいと思います。

本日事務局より、今後の市営水道を維持管理していくために必要となる料金水準と、それを実現させるための料金体系について、いくつかの案が提案されたところでございます。

この件につきましては、市民の方の負担に直結する部分でございますので、本日はお持ち帰りいただき、次回の審議会において、各委員よりご意見をいただき、

審議会としての答申の方向性を決めていくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

事務局としてもそのような形でよろしいでしょうか。

次に、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

【事務局】

本日も貴重なご意見ありがとうございました。

次回につきましては、第1回審議会でお渡しした、今後の開催予定一覧にございますとおり、8月27日水曜日を予定しております。

前回の審議会で、委員の方から厳しい暑さが続く中、一番暑い時間帯を避けてはどうかという旨のご提案をいただきましたが、こちらの市民サロン及び同等規模の会議室において、予定を確認したのですが、すでに他の会議等の予定が入っておりまして確保するに至りませんでした。

大変申し訳ありませんが、場所や時間は本日と同様に、ここ市民サロンにおいて14時の開始とさせていただく予定でございます。

なお、余りにも厳しい暑さが続くような場合には、ご自宅や松戸駅まで車両による送迎等を考えております。その際は、事前にお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

【委員】

ちょっと質問ですけど、17時以降は、庁舎全部冷房が消えてしまうことになっているのですか。

【委員】

確か切れてしまう。だから昼間にやらないとだめだと思う。

【事務局】

もし本庁舎が駄目であれば、水道の庁舎でもできますが、その辺も含めて検討

いたします。

【議長】

暑さ対策等もありますので、こういった形で開催するのが最も適切かということについても合わせて検討していただければと思います。

それではただいまの連絡事項につきましては、そのようにご了解願います。

それでは以上をもちまして、令和7年度第2回松戸市水道事業運営審議会を閉会いたします。